

随意契約事前確認公募の公示

随意契約事前確認公募について、次のとおり公示します。

令和7年9月19日

支出負担行為担当官

関東農政局長 安東 隆

1 公募の主旨

本件については、要件を満たす特定事業者を契約の相手方とする予定としているが、次に示す参加要件を満たし、本件業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書（別紙様式）の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、特定事業者以外に参加要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定事業者との価格交渉を実施の上契約手続きに移行する。また、特定事業者以外に参加要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争手続きに移行することとする。

なお、本調達にかかる契約者の決定及び契約締結は、令和8年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。

2 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和8年度農業農村整備事業総合支援システム運用保守及びクラウドサービス提供業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
- (4) 履行場所 関東農政局土地改良技術事務所

3 参加要件

参加意思確認書の提出者は、次の（１）から（７）に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加意思確認書の提出時に令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている競争参加有資格者であること。
- (4) 参加意思確認書の提出時に令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」における営業品目に「情報処理」及び「ソフトウェア開発」の

登録があること。

- (5) 関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 本業務を直接担当する農林水産省ITアドバイザー（デジタル統括アドバイザーに相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
- (7) 以下の1）又は2）のいずれかの条件を満たすこと。
 - 1）クラウドサービスプロバイダーから代理店の認定を受け、かつAWS Solution Provider Program（SPP）の登録を受けていること。
加えて、本案件の関係者が、日本国内のクラウドサービスプロバイダーから日本語で契約や技術に関するサポートを受けられる商流であること。
 - 2）国内企業のディストリビュータ経由でクラウドサービスの再販が可能であること。
- (8) 複数事業者による共同入札
 - (ア) 複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
 - (イ) 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
 - (ウ) 共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。
 - (エ) 入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

4 仕様書の交付及び参加意思確認書の提出方法

(1) 仕様書の交付場所及び問合せ先等

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館

関東農政局農村振興部設計課調整係 大野 誠

T E L : 048-740-0088

交付に係る費用は無料とする。

(2) 仕様書の交付期間

令和7年9月19日～令和7年10月10日 午前10時00分～午後5時00分

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日を除く。

(3) 参加意思確認書の提出先等

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

関東農政局総務部会計課審査係 高橋 義輝

T E L : 048-740-0328

令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを添付すること。

(4) 参加意思確認書の提出方法及び期限

令和7年10月14日午後1時00分までに必着することとして、上記(3)の提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 参加希望者等が閲覧できる資料

仕様書に示す附属文書及び貸与資料については、次に従い閲覧を可とする。

(1) 閲覧場所及び問合せ先

〒332-0026

埼玉県川口市南町2-5-3

関東農政局土地改良技術事務所

情報化推進専門官 藤根 美津司

T E L : 048-250-1879

(2) 閲覧期間

令和7年9月25日～令和7年10月10日 午前10時00分～午後5時00分

ただし、行政機関の休日は除く。

(3) 閲覧手続

原則1名までとする。複数名になる場合は、事前に担当部署に連絡の上、調整すること。参加希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別途提示する「閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3日（行政機関の休日を含まない）前までの午前10時00分から午後5時00分までの間に上記(1)の問合せ先へ提出すること。

また、閲覧日当日までに別途提示する「守秘義務に関する誓約書」を提出すること。

(4) 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

MAFFクラウドを利用する場合は、資料閲覧時に守秘義務に関する誓約書を提出した事業者、農林水産省クラウド利用ガイドライン及び関係資料の資料についてデータで提供することは可能である。必要に応じて申し出ること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語 日本語。

(2) 詳細は仕様書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは当局のホームページ（<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>）をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別紙様式)

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東農政局長
安東 隆 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の公募に係る業務について、参加意思がありますので、必要書類を添付の上、参加意思確認書を提出します。

なお、本参加意思確認書及び添付書類の内容は事実と相違ないこと及び下記の公募に係る公示において定める参加要件を満たすことを誓約します。

記

令和8年度 農業農村整備事業総合支援システム運用保守及びクラウドサービス提供業務